

ロシア連邦

連邦法

連邦法「個人情報について」およびロシア連邦のいくつかの法令の改正について

国家院（議会下院）採択 2025年2月18日

連邦院（議会上院）承認 2025年2月26日

第1条

2006年7月27日付連邦法第152-FZ号「個人情報について（ロシア連邦法令集、2006、No. 31、掲載番号3451；2011、No. 31、掲載番号4701；2013、No. 14、掲載番号1651；No. 51、掲載番号6683；2014、No. 30、掲載番号4243；2016、No. 27、掲載番号4164；2017、No. 27、掲載番号3945；No. 31、掲載番号4772；2020、No. 17、掲載番号2701；2021、No. 1、掲載番号54、58；No. 27、掲載番号5159；2022、No. 29、掲載番号5233；2024、No. 33、掲載番号4929）に以下の変更を加える：

1）第6条に以下を内容とする第1項の2を追加する：

「1の2. 連邦保安機関の職員、当該職員に秘密裏に協力する、もしくは協力した者、ならびに国家保護の対象とされる裁判官、法執行機関および監督機関の職員、ならびにロシア連邦対外諜報機関の職員、当該職員に秘密裏に協力する、もしくは協力した者、ならびに国家警備機関の職員、当該職員に秘密裏に協力する、もしくは協力した者、ならびに国家保護の対象とされる被害者、証人およびその他の刑事裁判の関係者、ならびに内務機関の職員、当該職員に秘密裏に協力する、もしくは協力した者の個人情報の加工処理は、それぞれ、1995年4月3日付連邦法第40-FZ号「連邦保安業務について」、1995年4月20日連邦法第45-FZ号「裁判官、ならびに法執行機関および監督機関の職員の国家保護について」、1996年1月10日連邦法第5-FZ号「対外諜報活動について」、1996年5月27日連邦法第57-FZ号「国家警備について」、2004年8月20日連邦法第119-FZ号「被害者、証人およびその他の刑事裁判関係者の国家保護について」および2011年2月7日連邦法第3-FZ号「警察について」が定める特異事項を考慮に入れて、これを行う。」；

2）第18条第5項を以下の文言に変更する：

「5. 情報通信網「インターネット」を用いる場合を含む個人情報の収集にあたっては、ロシア連邦市民の個人情報の記録、体系化、蓄積、保存、修正（更新、変更）および抽出であって、ロシア連邦領外に存在するデータベースを用いて行うものは、本連邦法第6条第1項第2号、第3号、第4号および第8号に掲げる場合をのぞき、これを許容しない。」；

第19条に以下を内容とする第15項を追加する：

「15. 連邦保安機関の職員、当該職員に秘密裏に協力する、もしくは協力した者、ならびに国家保護の対象とされる裁判官、法執行機関および監督機関の職員、ならびにロシア連邦対外諜報機関の職員、当該職員に秘密裏に協力する、もしくは協力した者、ならびに国家警備の対象者およびその家族、国家警備機関の職員、当該職員に秘密裏に協力する、または協力した者、ならびに国家保護の対象とされる被害者、証人およびその他の刑事裁判の関係者、ならびに内務機関の職員、当該職員に秘密裏に協力する、もしくは協力した者の個人情報の加工処理を、オペレータはそれぞれ、1995年4月3日付連邦法第40-FZ号「連邦保安業務に

について」、1995年4月20日付連邦法第45-FZ号「裁判官、ならびに法執行機関および監督機関の職員の国家保護について」、1996年1月10日連邦法第5-FZ号「対外諜報活動について」、1996年5月27日連邦法第57-FZ号「国家警備について」、2004年8月20日連邦法第119-FZ号「被害者、証人およびその他の刑事裁判関係者の国家保護について」および2011年2月7日連邦法第3-FZ号「警察について」が定める特異事項を考慮に入れて行うものとする。」。

第2条

1993年4月15日付ロシア連邦法律第4802-I号「ロシア連邦の首都のステータスについて」（ロシア連邦人民代議員会議およびロシア連邦最高会議公報、1993、No. 19、掲載番号683）に以下を内容とする第19条を追加する：

「第19条 特定のカテゴリーの者の個人情報が含まれるモスクワ市の情報システムおよび（または）データベースに対するアクセスの提供における特異事項

モスクワ市において公共性の点で重要な任務が課せられているモスクワ市の国家機関ならびに国家組織、地方自治体組織およびその他の組織の、情報システムおよび（または）データベースであって、連邦保安機関の職員、当該職員に秘密裏に協力する、もしくは協力した者、ならびに国家保護の対象とされる裁判官、法執行機関および監督機関の職員、ならびにロシア連邦対外諜報機関の職員、当該職員に秘密裏に協力する、もしくは協力した者、ならびに国家警備の対象者およびその家族、国家警備機関の職員、当該職員に秘密裏に協力する、もしくは協力した者、ならびに国家保護の対象とされる被害者、証人その他の刑事裁判の関係者、ならびに内務機関の職員、当該職員に秘密裏に協力する、もしくは協力した者の個人情報が含まれているものに対するアクセスの、連邦保安機関、ロシア連邦対外諜報機関、国家警備機関および内務機関に対する提供は、当該の情報システムおよびデータベースに含まれる当該の個人情報の安全を確保するため、安全保障にかかわる連邦行政機関、対外諜報にかかわる連邦行政機関、国防にかかわる連邦行政機関、国家警備にかかわる連邦行政機関および内務にかかわる連邦行政機関とモスクワ市最高位職員との間における協定が定める手順にしたがって、これを行う。」。

第3条

1995年4月3日付連邦法第40-FZ号「連邦保安業務について」（ロシア連邦法令集、1995、No. 15、掲載番号1269；2000、No. 1、掲載番号9；2003、No. 2、掲載番号156；No. 27、掲載番号2700；2006、No. 17、掲載番号1779；No. 31、掲載番号3452；2007、No. 31、掲載番号4008；2008、No. 52、掲載番号6235；2010、No. 31、掲載番号4207；2011、No. 29、掲載番号4282；No. 50、掲載番号7366；2013、No. 19、掲載番号2324；No. 27、掲載番号3477；No. 51、掲載番号6689；2014、No. 19、掲載番号2335；2016、No. 1、掲載番号88；2018、No. 11、掲載番号1591；2019、No. 49、掲載番号6963；2022、No. 45、掲載番号7672；2023、No. 32、掲載番号6172；2024、No. 1、掲載番号20；No. 33、掲載番号4945）に以下の変更を加える：

1) 第13条第1項において：

a) 「r」号において、「、ならびに連邦保安機関の活動に関する情報および連邦保安機関の職員に関する情報の保護にかかわる」という文言を追加する；

b) 「t」号を以下の文言に変更する：

「t 連邦保安機関の職員に関する情報ならびに当該機関の下部組織、居室および車両の所属先を暗号化することを目的として、他の省庁、企業、組織および団体の文書を使用し、ならびに情報システムおよび（もしくは）データベースに含まれる連邦保安機関の職員に関する情報の加工処理を行う」；

2) 第17条を以下の文言に変更する：

「第17条 連邦保安機関の職員の法的保護

連邦保安機関の職員は、公務の執行にあたって連邦行政国家機関の代表者と見なされ、国家保護のもとに置かれる。国家機関およびその旨の権限を連邦法によって与えられた職員をのぞき、いかなる者も当該職員の公務上の活動に介入することはできない。

連邦保安機関の職員が公務を執行することへの妨害、ならびに当該職員による公務の執行に関連して当該の者に対してなされる侮辱、抵抗、暴力または暴力行使の威嚇に対しては、ロシア連邦の法が定める責任を追及される。

連邦保安機関の職員による公務の執行に関連してなされる犯罪的侵害からの、当該職員およびその家族の生命、健康、名誉、尊厳および財産の保護は、ロシア連邦の法が定める手順にしたがって行われる。

連邦保安機関の職員が公務を執行するにあたって、連邦保安機関の正式な代表者の立会または裁判所の決定なしに、当該職員の連行、拘束、身体検査、所持品検査、ならびに私物の、およびその者が使用する車両の検査を行うことは、許されない。

外国国家の特務機関および組織、ならびに犯罪集団における特殊任務を遂行した（遂行する）連邦保安機関の職員に関する情報は国家機密に該当し、当該職員の書面による同意がある場合および連邦法が定める場合にのみ、これを開示することができる。

情報システムおよび（または）データベースに含まれている、連邦保安機関の職員、当該職員に秘密裡に協力する、もしくは協力した者ならびに連邦保安機関が国家保護の措置を講じている者に関する情報の安全を確保することを目的として、連邦保安機関は、情報システムおよび（または）データベースの所有者に対して、当該の情報システムおよび（または）データベースに含まれている本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報を加工処理するためならびにそれ以前に記録されていなかった本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報を当該の情報システムおよび（または）データベースに記載するために相応の情報システムおよび（または）データベースに対するアクセスの提供を求める強制力を有する命令書を送付することができる。当該の命令書の書式、ならびに相応の情報システムおよび（または）データベースへのアクセスの提供ならびにそこに含まれる本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報の加工処理の手順は、安全保障にかかわる連邦行政機関、対外諜報にかかわる連邦行政機関、国防にかかわる連邦行政機関、国家警備にかかわる連邦行政機関および内務にかかわる連邦行政機関の共同の法規文書がこれを定める。本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報へのアクセスを取得して当該の個人情報の加工処理を行うことのできる連邦保安機関の職員の一覧は、安全保障にかかわる連邦行政機関の長がこれを定める。加工処理の対象とされる本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報の保全の義務、ならびに本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報の適法でない利用もしくは消失に対する責任は、当該の情報の加工処理を行った者がこれを負う。

本条に掲げる法的保護措置は、連邦保安機関において徴集にもとづいて軍務に就く兵士にも適用する。

第4条

1995年4月20日付連邦法第45-FZ号「裁判官、法執行機関および監督機関の職員の国家保護について」（ロシア連邦法令集、1995、No. 17、掲載番号1455；2021、No. 1、掲載番号54；No. 27、掲載番号5116）に以下の変更を加える：

1）第6条第2項において、「、それらの者の電話番号およびそれらの者が使用する車両の国家登録番号を別のものに変更することができる」という文言を削除する；

2）第9条において：

a) 第1項を以下の文言に変更する：

「保護対象者の生命、健康および財産に対する侵害のおそれがある場合、安全を保障する機関は、保護対象者の財産、電話加入者番号、ならびに同人に帰属する、および（もしくは）同人が使用する車両に関する

情報を含む、保護対象者の個人情報が含まれる情報の拡散、ならびにオペレータのもとにある保護対象者の個人情報の引渡しを、一時的に禁じる。ただし、当該の情報が刑事事件にかかわる手続きに関連して所定の手順にしたがって明らかにされる場合はこのかぎりではない。必要な場合には、保護対象者の電話加入者番号、ならびにその者に帰属する、および（もしくは）その者が使用する車両の国家登録番号を別のものに変更することができる。保護対象者の財産、電話加入者番号、ならびに同人に帰属する、および（もしくは）同人が使用する車両に関する情報を含む、保護対象者の個人情報の秘密保持は、安全を保障する機関が、ロシア連邦政府が定める手順にしたがってこれを行う。」；

b) 第2項において、5番目の文を以下の文言に変更する：「この場合、当該の者の財産、電話加入者番号、ならびにその者に帰属する、および（もしくは）その者が使用する車両に関する情報を含む、同人の個人情報を含む情報の拡散、ならびにオペレータのもとにある同人の個人情報の引渡しを禁じることができる。ただし、当該の者がそれらの拡散または引渡しに同意した場合、ならびに腐敗への対抗に関するロシア連邦の法律および捜査活動に関するロシア連邦法の法律にしたがって、もしくは刑事事件手続きに関連して、ならびに民事的および（もしくは）行政法的裁判手続きにしたがって、それらの情報が明らかにされる場合はこのかぎりではない」、「第1項～第10項において」という文言を「第1項～第5項、第6項の1、第6項の3、第6項の5、第6項の7、第7項、第8項の2～第10項において」という文言に、「第11項において」という文言を「第6項、第6項の6および第11項において」という文言に、それぞれ差し替える。

第5条

1995年8月12日付連邦法第144-FZ号「捜査活動について」（ロシア連邦法令集、1995、No. 33、掲載番号3349；2008、No. 52、掲載番号6248；2012、No. 49、掲載番号6752；2013、No. 51、掲載番号6689）第15条第1項第4号に、「、必要な場合には情報システムおよび（または）データベースにしかるべき変更を加えて」という文言を追加する。

第6条

1996年1月10日付連邦法第5-FZ号「対外諜報活動について」н（ロシア連邦法令集、1996、No. 3、掲載番号143；2011、No. 50、掲載番号7366；2016、No. 28、掲載番号4558；2018、No. 11、掲載番号1591；2019、No. 49、掲載番号6963；2023、No. 32、掲載番号6172）に以下の変更を加える：

1) 第6条第1項第3号を以下の文言に変更する：

「3）秘匿性および国家保護の確保を目的として、ロシア連邦対外諜報機関の常勤職員に関する情報ならびにその下部組織、団体、居室および車両の所属先を暗号化する文書を使用すること、ならびに情報システムおよび（もしくは）データベースに含まれる当該の情報の加工処理を行うこと」；

2) 以下を内容とする第19条の1を追加する：

「第19条の1 ロシア連邦対外諜報機関の職員および特定のカテゴリーの者の個人情報の加工処理における特異事項

情報システムおよび（または）データベースに含まれる、ロシア連邦対外諜報機関の職員、当該職員に秘密裡に協力する、もしくは協力した者ならびにロシア連邦対外諜報機関が国家保護措置を適用する者に関する情報の安全を確保することを目的として、ロシア連邦対外諜報機関は、情報システムおよび（または）データベースの所有者に対して、当該の情報システムおよび（または）データベースに含まれている本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報を加工処理するためならびにそれ以前に記録されていなかった本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報を当該の情報システムおよび（または）データベースに記載するために相応の情報システムおよび（または）データベースに対するアクセスの提供を求める強制力を有する命令書を送付することができる。当該の命令書の書式、ならびに相応の情報システムおよび（または）データ

ベースへのアクセスの提供ならびにそこに含まれる本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報の加工処理の手順は、対外諜報にかかわる連邦行政機関、国防にかかわる連邦行政機関、安全保障にかかわる連邦行政機関、国家警備にかかわる連邦行政機関および内務にかかわる連邦行政機関の共同の法規文書がこれを定める。本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報へのアクセスを取得して当該の個人情報の加工処理を行うことのできるロシア連邦対外諜報機関の職員の一覧は、ロシア連邦対外諜報機関の長がこれを定める。加工処理の対象とされる本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報の保全の義務、ならびに本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報の適法でない利用もしくは消失に対する責任は、当該の情報の加工処理を行った者がこれを負う。」。

第7条

1996年5月27日付連邦法第57-FZ号「国家警備について」（ロシア連邦法令集、1996、No. 22、掲載番号2594；2011、No. 50、掲載番号7366；2017、No. 27、掲載番号3945；2018、No. 11、掲載番号1591；2019、No. 49、掲載番号6963；2020、No. 14、掲載番号2022；2023、No. 32、掲載番号6172；2024、No. 33、掲載番号4967）に以下の変更を加える：

1）第15条において：

a) 第13号を以下の文言に変更する：

「13）国家警備機関の職員に関する情報ならびにその下部組織、居室および車両の所属先の、暗号化などによる国家保護の確保を目的として、他の連邦国家機関、ロシア連邦構成主体国家機関、地方自治機関および団体の文書を使用し、ならびに情報システムおよび（または）データベースに含まれる国家警備機関の職員に関する情報の加工処理を行う。」；

b) 第14号の1を以下の文言に変更する：

「14）の1 国家警備の対象者およびその家族の個人情報を保護するための措置を講じる。ここには、情報システムおよび（または）データベースの所有者に対して、当該の情報システムおよび（または）データベースに含まれている本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報を加工処理するためならびにそれ以前に記録されていなかった本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報を当該の情報システムおよび（または）データベースに記載するために相応の情報システムおよび（または）データベースに対するアクセスの提供を求める強制力を有する命令書を送付することによるものが含まれる。当該の命令書の書式、ならびに相応の情報システムおよび（または）データベースへのアクセスの提供ならびにそこに含まれる国家警備の対象者およびその家族の個人情報の加工処理の手順は、国家警備にかかわる連邦行政機関、安全保障にかかわる連邦行政機関、対外諜報にかかわる連邦行政機関、国防にかかわる連邦行政機関および内務にかかわる連邦行政機関の共同の法規文書がこれを定める。当該の者の個人情報へのアクセスを取得して当該の個人情報の加工処理を行うことのできる国家警備機関の職員の一覧は、国家警備にかかわる連邦行政機関の長がこれを定める。加工処理の対象とされる国家警備の対象者およびその家族の個人情報の保全の義務、ならびに国家警備の対象者およびその家族の個人情報の適法でない利用もしくは消失に対する責任は、当該の情報の加工処理を行った者がこれを負う。国家警備の対象者およびその家族の個人情報の加工処理は、連邦法にもとづいて公表または強制開示の対象とされる個人情報をのぞき、その者の同意および（または）国家警備機関の同意のもとにこれを行う。」；

2）以下を内容とする第19条の3を追加する：

「第19条の3 国家警備機関の職員および特定のカテゴリーの者の個人情報の加工処理における特異事項

情報システムおよび（または）データベースに含まれる、国家警備機関の職員、当該職員に秘密裡に協力する、もしくは協力した者、ならびに国家警備機関が国家保護措置を適用する者に関する情報の安全を確保

することを目的として、国家警備機関は、情報システムおよび（または）データベースの所有者に対して、当該の情報システムおよび（または）データベースに含まれている本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報加工処理するためならびにそれ以前に記録されていなかった本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報加工処理を当該の情報システムおよび（または）データベースに記載するために相応の情報システムおよび（または）データベースに対するアクセスの提供を求める強制力を有する命令書を送付することができる。当該の命令書の書式、ならびに相応の情報システムおよび（または）データベースへのアクセスの提供ならびにそこに含まれる本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報の加工処理の手順は、国家警備にかかわる連邦行政機関、安全保障にかかわる連邦行政機関、対外諜報にかかわる連邦行政機関、国防にかかわる連邦行政機関および内務にかかわる連邦行政機関の共同の法規文書がこれを定める。本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報へのアクセスを取得して当該の個人情報の加工処理を行うことのできる国家警備機関の職員の一覧は、国家警備にかかわる連邦行政機関の長がこれを定める。加工処理の対象とされる本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報の保全の義務、ならびに本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報の適法でない利用もしくは消失に対する責任は、当該の情報の加工処理を行った者がこれを負う。」。

第8条

2004年8月20日付連邦法第119-FZ号「被害者、証人およびその他の刑事裁判関係者の国家保護について」（ロシア連邦法令集、2004、No. 34、掲載番号3534；2010、No. 15、掲載番号1741；2013、No. 51、掲載番号6697；No. 52、掲載番号6997；2015、No. 10、掲載番号1393；2017、No. 7、掲載番号1026；2021、No. 27、掲載番号5116）に以下の変更を加える：

1）第9条第1項を以下の文言に変更する：

「1. 安全保障措置を実施する機関の決定により、保護対象者の電話加入者番号、ならびに同人に帰属する、および（もしくは）同人が使用する車両に関する情報を含む、保護対象者の個人情報の拡散、ならびにオペレータのもとにある保護対象者の個人情報の引渡しを禁じることができる。必要な場合には、保護対象者の電話加入者番号、ならびにその者に帰属する、および（もしくは）その者が使用する車両の国家登録番号を別のものに変更することができる。」；

2）第10条第4項を以下の文言に変更する：

「4. 他の方法によっては保護対象者の安全を確保することができない例外的な場合には、その者に対して、身元データを変更した身分証明書およびその他の文書を交付することができ、ならびにロシア連邦政府が定める手順にしたがって保護対象者の外見を変えることができる。」。

第9条

2011年2月7日付連邦法第3-FZ号「警察について」（ロシア連邦法令集、2011、No. 7、掲載番号900；No. 27、掲載番号3881；2013、No. 26、掲載番号3207；No. 27、掲載番号3477；2014、No. 6、掲載番号566；No. 42、掲載番号5615；2016、No. 27、掲載番号4160、4238；2017、No. 31、掲載番号4821；No. 50、掲載番号7562；2018、No. 1、掲載番号26；No. 11、掲載番号1591；No. 32、掲載番号5076；2019、No. 42、掲載番号5802；No. 49、掲載番号6963；2021、No. 1、掲載番号4；No. 15、掲載番号2447；No. 52、掲載番号8983；2023、No. 1、掲載番号16；No. 32、掲載番号6172；2024、No. 33、掲載番号4928、4956；No. 53、8528）に以下の変更を加える：

1）第13条第1項第10号において、「国家機関および国家予算外基金の国家情報システムおよび（または）データベース」という文言を「情報システムおよび（または）データベース」という文言に変更する；

2）第30条に以下を内容とする第8項を追加する：

「8. 情報システムおよび（または）データベースに含まれる、内務機関の職員、当該職員に秘密裡に協

力する、もしくは協力した者、ならびに内務機関が国家保護措置を適用する者に関する情報の安全を確保することを目的として、警察は、情報システムおよび（または）データベースの所有者に対して、当該の情報システムおよび（または）データベースに含まれている本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報を加工処理するためならびにそれ以前に記録されていなかった本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報を当該の情報システムおよび（または）データベースに記載するために相応の情報システムおよび（または）データベースに対するアクセスの提供を求める強制力を有する命令書を送付することができる。当該の命令書の書式、ならびに相応の情報システムおよび（または）データベースへのアクセスの提供ならびにそこに含まれる本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報の加工処理の手順は、内務にかかわる連邦行政機関、安全保障にかかわる連邦行政機関、対外諜報にかかわる連邦行政機関、国防にかかわる連邦行政機関および国家警備にかかわる連邦行政機関の共同の法規文書がこれを定める。本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報へのアクセスを取得して当該の個人情報の加工処理を行うことのできる警察の職員の一覧は、内務にかかわる連邦行政機関の長がこれを定める。加工処理の対象とされる本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報の保全の義務、ならびに本項に掲げる職員およびその他の者の個人情報の適法でない利用もしくは消失に対する責任は、当該の情報の加工処理を行った者がこれを負う。」。

第10条

1. 本連邦法は2025年7月1日を以て発効する。

2. 1993年4月15日付ロシア連邦法第4802-I号「ロシア連邦の首都のステータスについて」第19条に定める協定は、2025年12月31日までに締結されなければならない。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年2月28日付

第23-FZ号